無料相談会

	日　程	時　間	場　所	内容(対応者)	予約・問合せ
行　政　相　談	11月20日(金) 12月18日(金)	10:00～12:00	ゆめプラザ・那須	行政上の困りごと (行政相談委員)	企画政策課広報広聴係 ☎72-6935
人　権　相　談	11月24日(火)	10:00～12:00	ゆめプラザ・那須	人権に関すること (人権擁護委員2名)	保健福祉課 ☎72-6917
心配ごと相談	11月20日(金)	10:00～12:00	ゆめプラザ・那須	身の回りの心配ごと (民生委員2名)	社会福祉協議会 ☎72-5133(予約不要)
成年後見相談会	12月11日(金)	13:00～16:00	ゆめプラザ・那須	成年後見制度に関すること (司法書士)	保健福祉課　☎72-6917 (電話で予約。定員2名先着順)
子　育　て　相　談	11月21日(土) 12月19日(土)	9:00～17:00	子育て支援センター	子育てで不安なこと (児童家庭相談員 ほか)	子育て支援センター(※1) ☎71-1137
こころの健康相談日	11月27日(金)	10:00～16:00	保健センター	心身の不調、人間関係に悩み (カウンセラー)	保健センター ☎72-5858
交通事故巡回相談	12月9日(水) 12月23日(水)	10:00～12:00 13:00～15:00	那須県民相談室 (県那須庁舎)	損害賠償、示談交渉など (交通事故相談員1名)	県民プラザ(※2) ☎028-623-2188
不　動　産　相　談	11月24日(火)	13:30～15:30	不動産会館県北支部	不動産取引など (相談員2名)	宅建協会県北支部 ☎0287-62-6677
ひきこもり相談会	11月17日(火)	13:30～ 15:30～ 14:30～	ゆめプラザ・那須	ひきこもり、不登校に関すること (県子ども若者・ひきこもり総合相談センター長)	社会福祉協議会　☎72-5133 (電話で予約。定員3名、先着順)
広域無料法律相談	12月10日(木)	13:30～16:30	トコトコ大田原(3階)	法律上の困りごと (弁護士1名)	大田原市総務課(※3) ☎0287-23-1111
高齢者の総合相談	月～金曜日	8:30～17:00	那須地区地域包括支援センター (ゆめプラザ・那須内)(※4) 高原地区地域包括支援センター(※5) 保健福祉課	高齢者の介護、虐待、福祉、健康など (相談内容による)	那須地区地域包括支援センター (ゆめプラザ・那須内)　☎71-1138 高原地区地域包括支援センター ☎73-8881 保健福祉課　☎72-6917,6910
障がい等の総合相談窓口	【町委託業者】○指定相談支援事業所ノエル(那須町)☎73-5315 ○総合相談支援事業所ケアサプライ(那須町)☎73-5311 ○地域生活支援センターゆずり葉(那須塩原市)☎63-7777				保健福祉課 ☎72-6917

※1　子育て相談：別日の希望がある方はご相談ください。
※2　交通事故巡回相談：相談日3日前(土日祝日等を除く)までに電話で予約。予約がないときは、巡回相談を実施しません。
※3　広域無料法律相談：12月3日(木)～9日(水)の期間に電話で予約。
※4　那須地区地域包括支援センター対象地区(黒田原、田中、大島、逃室、夕狩、成沢、芦野、寄居、富岡、伊王野、美野沢、稲沢)
※5　高原地区地域包括支援センター対象地区(大沢、田代、池田、室野井、湯本、高久)

消費の豆知識

日頃利用している事業者からのメールもフィッシングを疑って

普段利用しているアプリの名前でメールが届いた。「登録している支払い方法を確認し、情報を更新する必要がある」などの内容。記載のURLからクレジットカード番号等を入力し更新した。その後ネットショッピングでの高額なカード利用を知らせるメールが届いた。等の相談が寄せられています。

【消費者へのアドバイス】

・実在する事業者を語るメールやSNSに記載されたURLをクリックさせ、偽サイトに誘導することで、クレジットカード番号などを詐取するフィッシング詐欺に関する相談が寄せられています。日頃利用している事業者や公的機関などのメールやSNSであってもまずはフィッシングを疑いましょう。

・不正利用に早く気付けるように、クレジットカード等の明細は、こまめに確認しましょう。

▼問合せ

○町消費生活センター
☎72-6937

○栃木県消費生活センター
☎028-625-2227

ちゃんとチェック最低賃金 ～働く人も、雇う人も、確認を忘れずに！～

栃木県最低賃金が1,125円に改定され、令和8年10月1日から発効されました。栃木県最低賃金は毎年改定されており、令和8年度の引き上げ額は57円と過去2番目に大きい引き上げになりました。

また、塗料製造業を除く栃木県特定最低賃金は栃木県最低賃金を下回るため、令和8年10月1日以降当面の間、栃木県最低賃金(1,125円)が適用になります。

■問合せ　栃木労働局賃金室　☎028-634-9109

1,125円